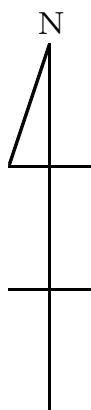


いわき市森林整備計画

(令和6年度変更)

計 画 期 間 $\left(\begin{array}{ll} \text{自} & \text{令和5年4月1日} \\ \text{至} & \text{令和15年3月31日} \end{array} \right)$

福 島 県
い わ き 市



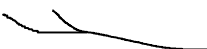
市町村位置図

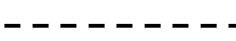


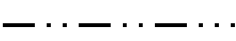
出典：国土地理院

(凡 例)

山 岳 

河 川 

都道府県界 

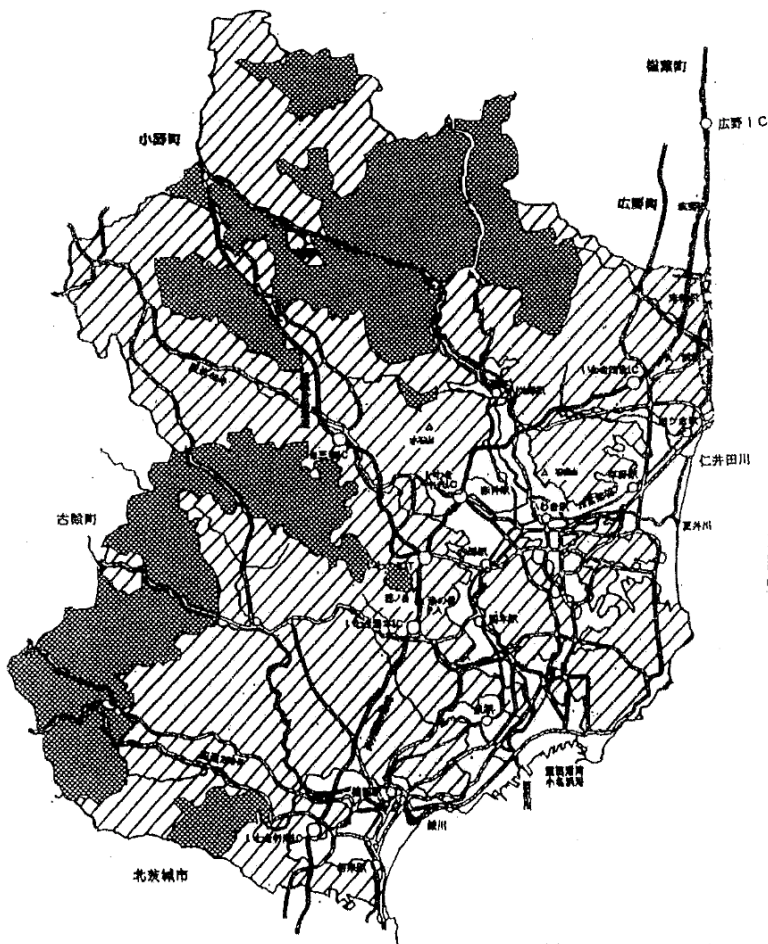
森林計画区界 

市町村界 

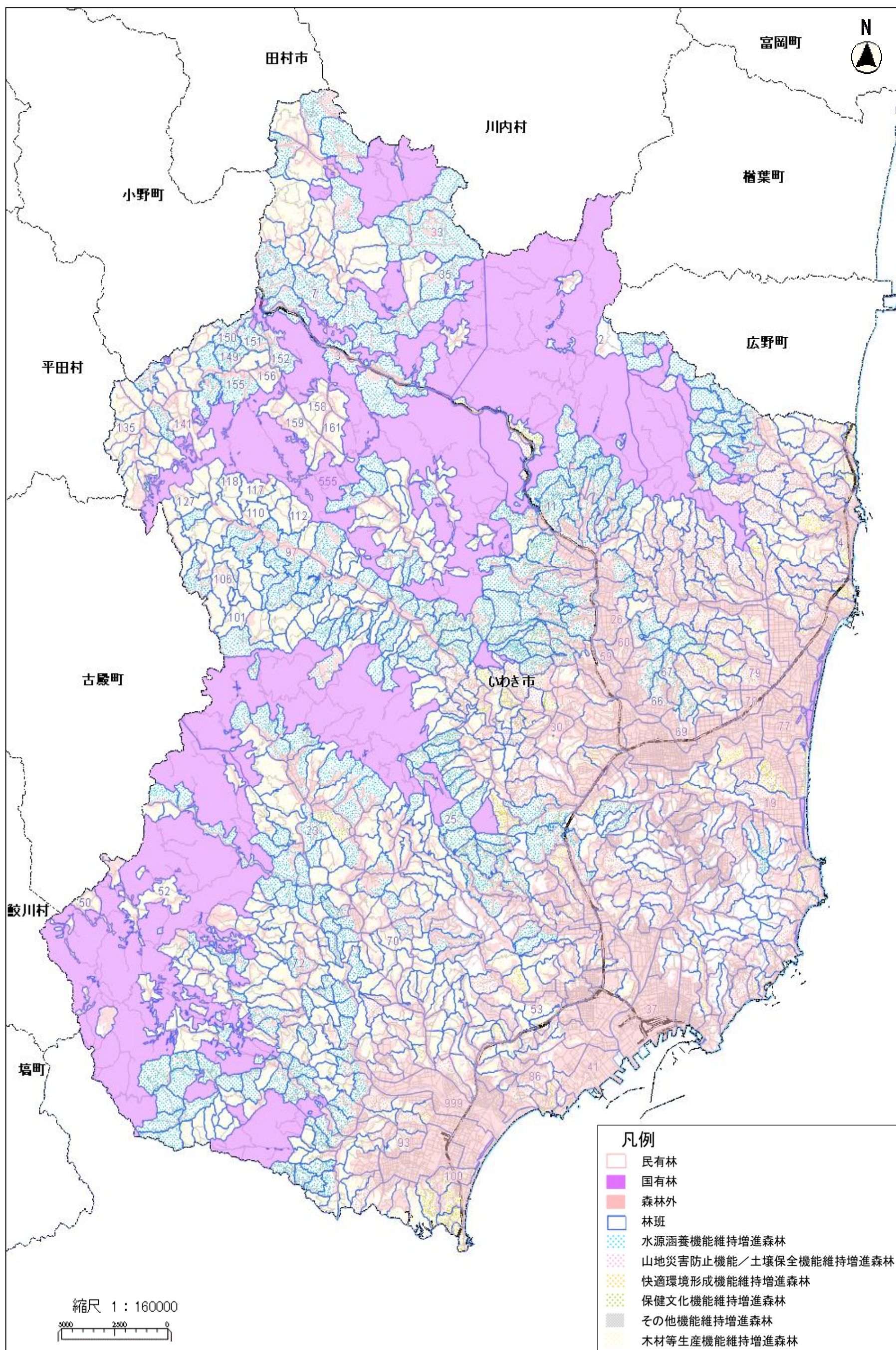
民 有 林 

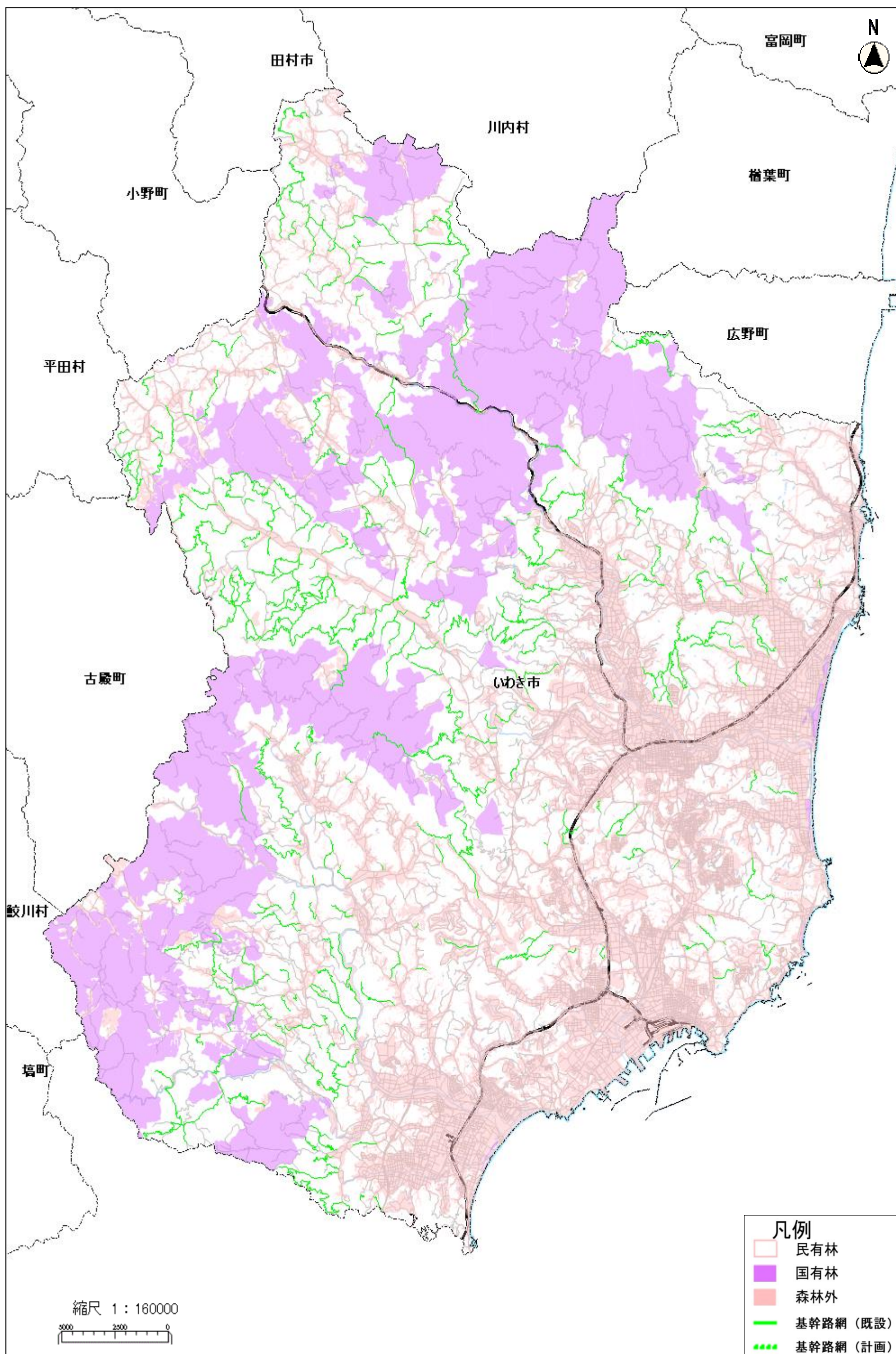
国 有 林 

鉄 道 



縮尺 40 万分の 1





目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	3
1	森林整備の現状と課題	3
2	森林整備の基本方針	3
3	森林施業の合理化に関する基本方針	7
II	森林の整備に関する事項	7
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	7
1	樹種別の立木の標準伐期齢	7
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	8
3	その他必要な事項	9
第2	造林に関する事項	10
1	人工造林に関する事項	10
2	天然更新に関する事項	11
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	13
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	13
5	その他必要な事項	14
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準	15
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	15
2	保育の種類別の標準的な方法	16
3	その他必要な事項	17
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	18
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	18
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	20
3	その他必要な事項	20
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	21
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	21
2	森林の経営の受委託等による規模の拡大を促進するための方策	21
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	21
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	21
5	その他必要な事項	21
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	22
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	22
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	22
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	22
4	その他必要な事項	22
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	23
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	23
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	23
3	作業路網の整備に関する事項	23
4	その他必要な事項	27

第8	その他必要な事項	28
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	28
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	29
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	29
Ⅲ	森林の保護に関する事項	30
第1	鳥獣害の防止に関する事項	30
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	30
2	その他必要な事項	30
第2	森林病虫害の駆除及び予防、林野火災の予防その他森林の保護に関する事項	31
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	31
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	31
3	林野火災の予防の方法	31
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	31
5	その他必要な事項	31
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	32
1	保健機能森林の区域	32
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	32
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	32
4	その他必要な事項	32
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	33
1	森林経営計画の作成に関する事項	33
2	生活環境の整備に関する事項	34
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	34
4	森林の総合利用の推進に関する事項	34
5	住民参加による森林の整備に関する事項	34
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	35
7	その他必要な事項	35
別表1	公益的機能別施業森林の区域	36
別表2	公益的機能別施業森林の区域のうち、施業方法別の森林の区域	38
別表3	鳥獣害防止森林区域	39
別表4	保全すべき森林の区域	40
別表5	病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	42
	参考資料	44

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、福島県の南東部に位置し、西は阿武隈高地を含み東は太平洋を臨んでいる。地形は、西方の阿武隈高地（標高500～700m）から東方へ緩やかに低くなり、平坦地を形成しており、夏井川や鮫川に代表される河川が市域を貫流し、太平洋に注いでいる。気候は、年間を通じて比較的温暖な太平洋岸型気候であり、県内でも積雪の少ない地域となっている。

本市の総面積は123,226haで、森林面積は88,355haと総面積の71.7%を占めている。私有林面積は57,651ha、そのうち人工林面積は32,734haで人工林率56.8%と県平均を上回っているが、木材価格の低迷や造林経費の高騰等により新たな造林は減少傾向にある。人工林を齢級別に見ると、間伐等の保育施業を必要とする3～9齢級の林分が5,227ha（16.0%）、主伐期を迎える10齢級以上の林分が27,434ha（83.8%）となっているが、林業労働力の減少や高齢化、木材価格の低迷、零細・分散的な所有構造、生産基盤の整備の遅れ等の理由により人工林の更新が遅れており、計画的な主伐・再造林を推進する必要がある。

また、東日本大震災やその後の台風・豪雨災害等によって、林地、林道の崩壊、林産施設等の損壊等甚大な被害が発生している。さらに、原子力災害に伴う森林の汚染、特用林産物の出荷及び摂取制限、風評被害等の影響が続いている。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、資源状況の適確な把握に努めるものとする。

この際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮する。

また、多様な森林資源の整備及び保全を図るため、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護の推進等に努めるものとする。

なお、放射性物質対策については、森林の有する公益的機能の発揮にも配慮するとともに、森林整備と併せて放射性物質の拡散抑制対策を実施し、森林環境の回復を図るものとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿
森林の有する機能と望ましい森林資源の姿

森林の機能	望 ま し い 森 林 資 源 の 姿
水源涵養機能 維持増進森林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能維持増進森林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能維持増進森林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能維持増進森林	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能維持増進森林	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能維持増進森林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

機能	機能の維持増進を図る森林	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林	1 洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、また、放射性物質の除去・低減及び拡散抑制を図る観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。 2 立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 3 ダム等の利水施設上流部等において、 水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 4 放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。

機 能	機能の維持増進を図る森林	森 林 整 備 及 び 保 全 の 基 本 方 針
山 地 災 害 防 止 機 能 ／ 土 壌 保 全 機 能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林	1 災害に強い土壌を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。 2 自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 3 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。 4 放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。
快 適 環 境 形 成 機 能	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林	1 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 2 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、重要な役割を果たしている保安林の保全を推進する。
保 健 ・ レクリエーション 機 能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林	1 市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 2 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。 3 利用者等への影響を踏まえ、放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努めるとともに、必要に応じ森林の保育・間伐等の対策を推進する。
文 化 機 能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林	1 潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 2 風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。 3 歴史や文化的な由来のある森林や樹木の保全に努める。

機 能	機能の維持増進を図る森林	森 林 整 備 及 び 保 全 の 基 本 方 針
生 物 多 様 性 保 全 機 能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。また、野生生物の生育・生息環境にも配慮した適切な保全を推進する。 なお、放射性物質の拡散抑制に関する対策や技術開発及び知見の集積を図りながら、必要に応じ土砂流出抑制対策を推進する。
木 材 等 生 産 機 能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。 また、安全で効率的な作業のため路網の整備や高性能林業機械の導入を推進する。 なお、放射性物質に関する林産物の安全性の確認に努めるほか、放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積を図りながら、必要に応じて土砂流出抑制対策を推進する。

(注1) 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

(注2) これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、国、県、市及び森林・林業・木材産業等の関係者が緊密な連携を図りつつ、地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業体等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとする。

なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。その際、施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとする。また、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとする。

このほか、間伐等による適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、森林クラウドの効果的な活用による境界の明確化など、森林管理の適正化を図るものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢については、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。

地 区	樹 種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
いわき市	45年	50年	40年	40年	55年	15年	65年	20年

(注1) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

(注2) 広葉樹（その他）は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に応用されるもの。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材の需要構造、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

なお、主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地となること）を伴う伐採である。

立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採方法	内 容 及 び 標 準 的 な 方 法
皆 伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20ha毎に保残帯を設け、適確な更新を図るものとする。
択 伐	択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的な機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～キに留意する。

ア 1箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して、1箇所当たりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模に抑えけるとともに、伐採箇所についても分散を図るものとする。

イ 森林の生物多様性保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な樹木等については、保残等に努めるものとする。

ウ 森林の有する多面的な機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。また、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう、枝条類を整理するものとする。特に天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。また、自然条件が劣悪なため、伐採方法を特定する必要がある森林については、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法にするものとする。

オ 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置するものとする。

カ 放射性物質の拡散抑制対策に関するさまざまな技術開発及び知見等も踏まえながら、地域の実情や現場の状況等に応じた伐採・搬出方法にするものとする。

キ 上記イ～カに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、磐城地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を促進するものとする。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因にならないよう適切な処理を行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

伐採作業を行うに当たり、空間線量率等を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、次表に基づき、適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して定めるものとする。

樹 種 名		備 考
針 葉 樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、カラマツ等	
広 葉 樹	クヌギ、コナラ、クリ、ケヤキ、サクラ等	

(注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、市林業振興課又は林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法は、次表に示す事項に基づき、森林の確実な更新を図ることを旨として、自然条件、既往の造林方法を勘案して定めるものとする。

ア 人工造林の樹種別の植栽本数

樹 種	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
ス ギ	3,000	樹種・植栽本数の決定に当たっては、造林地の自然条件、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案の上、定めるものとする。(注2)
ヒ ノ キ	3,000	
ア カ マ ツ	5,000	
ク ロ マ ツ	10,000	
カ ラ マ ツ	2,500	
広 葉 樹	6,000	

(注1) 複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

(注2) 南西向きで0～20°程度の傾斜地に限り、スギ・ヒノキ・カラマツについては植栽本数の下限を1,500本/haとすることができる。

この場合の生産目標は並材となる。

(注3) 上記の標準的な植栽本数によらない場合は、市林業振興課又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他の人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法、その他必要な事項について定めるものとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地 拵 え の 方 法	a 植付け予定地の雑草木、ササ類など、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積み等を実施する。 b 植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。 c 傾斜角30度以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2 mおき位に立てる。
植 付 け の 方 法	a 植栽に当たってはコンテナ苗を活用する。 b 植付け地点を中心に、周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他の地被物を取り除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。 c 凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。
植 栽 の 時 期	a 春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け、梅雨入りの前までに、ヒノキは春の早い時期までに、アカマツ、クロマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。 b 秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。 c 伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、皆伐による更新については、伐採後、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。

ただし、択伐による更新については、伐採後、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、次表に基づき、適地適木を旨として、対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案して定めるものとし、ぼう芽更新が可能なものについては区分して定めるものとする。

天然更新の対象樹種

樹 種	名	備 考
針 葉 樹	アカマツ、モミ等	その他、将来その 林分において高木 となり得る樹種
広 葉 樹	クヌギ、コナラ等	
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数（立木度3）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新するものとする。

天然更新の対象樹種における5年生時の期待成立本数は次表のとおりとする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
アカマツ、モミ、クヌギ、コナラ等	10,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地 表 処 理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈 出 し	ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植 込 み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽 か き	ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外のかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目頃、2回行う場合は伐採後1～2年目頃と5～6年目頃に行うものとする。

<立木度>

幼齢林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$$

ウ その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、植込みなどの天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号）によるものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とは、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）において示されている設定例を基本とし、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
針 葉 樹 人 工 林	母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在する場合は、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、2の(2)のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めるものとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は1ha当たり概ね10,000本とする。

また、更新すべき本数は1の(2)による。

5 その他必要な事項

ア 優良種苗の安定供給

東日本大震災で被災した海岸林復旧のためのマツノザイセンチュウ抵抗性マツ苗や、今後増大する主伐後の再造林に対し成長に係る特性が特に優れている特定母樹から生産した特定苗木の供給を推進する。

イ 花粉発生源対策の加速化

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、花粉の少ない苗木の植栽を推進するとともに、針広混交林への誘導に努めることとする。

ウ 低コスト造林の推進

伐採後の確実な更新を確保するため、コンテナ苗の生産・利用等、低コスト造林を推進する。

エ 森林の再生

放射性物質の拡散抑制のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとする。また、きのこ原木林再生のため、放射性物質の汚染状況に応じた対策や技術開発及び知見の集積等も踏まえ、植栽やぼう芽更新による広葉樹林の計画的な再生を推進する。

オ 再造林の確保

適正な森林の管理を進めるため、伐採及び伐採後の造林の届出等の制度を適切に運用する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

ア 間伐の標準的な方法

樹 種	施業体系(注) (植栽本数)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標 準 的 な 方 法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
ス ギ	3,000本/ha	19	25	32	40	—	・ 選木は林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。 ・ 間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。 なお、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこと。 ・ 間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。 ・ 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の森林は概ね10年、標準伐期齢以上の森林は概ね15年とする。 ・ 列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。 ・ 長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、間伐間隔は概ね10年を目安に行うこと。 ・ 施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。
ヒ ノ キ	3,000本/ha	19	25	32	40	—	
ア カ マ ツ	5,000本/ha	17	21	26	32	39	
カ ラ マ ツ	2,500本/ha	16	21	26	31	40	

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

(注) 植栽本数1,500本/haについては、施業体系が確立されていないことから基準を示さない。

イ 間伐率の決定

林床植生の成長を促すため、一定の相対照度が確保できるよう間伐率を決定するとともに、樹冠がうっ閉することから、繰り返しの間伐を行うものとする。

ウ 表土の流出抑制、土壌の保全

林床植生が失われて土壌流出のおそれが高い箇所や、列状間伐で伐採幅が広がる場合には、土砂流出を抑制する観点から、必要に応じ表土流出防止工や土壌保全措置を行うものとする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																		標準的な方法
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15	16	20			
下刈	スギ	○	○	○	○	○	△	△											雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて、作業の省力化・効率化に留意しつつ適切な時期及び作業方法により行うものとする。また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとする。	
	ヒノキ	○	○	○	○	○	△	△												
	アカマツ	○	○	○	○	○	△	△												
	カラマツ	○	○	○	○	○	△	△												
つる切り	スギ												○		○			下刈りの終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行うものとする。		
	ヒノキ												○		○					
	アカマツ													○						
	カラマツ										○									
除伐	スギ									△			○		○			下刈りの終了後、間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成するものとする。		
	ヒノキ									△			○		○					
	アカマツ										△			○		△				
	カラマツ											○			△					
枝打	スギ										△			○		○	○	経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行うものとする。		
	ヒノキ										△			○		○	○			

(注1) △印は必要に応じ実施するもの。

(注2) 本表は、地位(中)における20年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施林齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することとする。

(注3) 植栽本数1,500本/haについては、施業体系が確立されていないことから本表を適用しない。

3 その他必要な事項

森林所有者が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。

また、花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐に当たっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施することとする。

なお、1に定める間伐の基準に照らし、計画期間内(前期5年間)において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等を参考資料(4)に示す。

- (1) 公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社(以下、「森づくり公社」という。)の施業に関する基準は以下のとおりとする。

ア 森づくり公社では、水源涵養機能や土砂流出防止機能を高度に発揮させるため、上層木の健全な成長を確保しつつ、多様な下層植生の発達を図るべく、以下の基準に基づき、林内照度の管理によって天然力を活用した針広混交林化施業を行い、主伐は、契約に基づき、スギ及びその他の樹種80年、ヒノキ90年とする。

イ 施業基準

施 業 種	施 業 の 内 容
下刈り	6年生(春植え)～7年生(秋植え)まで実施
除伐	3～4齢級(13年生、18年生)で1回(雑木の繁茂が著しい場所にあつては2回)実施
枝打ち	スギ・ヒノキの3～4齢級を4m以内で1回実施
保育間伐	5～7齢級(30年生)の林分を対象に間伐率30%で1回実施
つる切	フジ、クズ等ツル類の繁茂が著しい箇所を実施

- (2) 林地残材の利用促進等

未利用間伐材をはじめ、間伐や保育時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進する。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因とならないよう適切な処理を行うものとする。

- (3) その他

伐採作業を行うに当たり空間線量率等を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長や伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進するものとする。

また、この場合の樹種毎（区域毎）の伐期齢の下限を標準伐期齢に10年を加えた林齢とし、下表のとおり定め、その森林施業の方法による森林の区域については、別表2のとおりとする。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種							
	ス ギ	ヒ ノ キ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
いわき市	55年	60年	50年	50年	65年	25年	75年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林^{かん}以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、水害防備保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能が高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霜害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能が高い森林等

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 施業の方法

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するものとする。

なお、アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべきものを以下に示すとともに、森林施業の方法別の森林の区域を別表2に定めるものとする。

(ア) 長伐期施業を推進すべき森林

適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分において、これら公益的機能の確保が可能な森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定め、樹種毎（区域毎）の伐期齢の下限を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、下表のとおりとする。

なお、ふくしま緑の森づくり公社が管理する公社造林地については、別に定める長伐期施業を標準とする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
いわき市	90年	100年	80年	80年	110年	30年	130年	40年

(注) 上表は標準伐期齢の2倍の値を示す

(イ) 複層林施業を推進すべき森林

次の①から③に示す森林のうち、これら公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定め、それ以外の森林については「複層林施業を推進すべき森林」として定めるものとする。

- ① 地形や傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力のきわめて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地からなっている箇所、表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所等の森林等
- ② 都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

- ③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

(ウ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表 1 に定めるものとする。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期、及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

市における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業経営体等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

2 森林の経営の受委託等による規模の拡大を促進するための方策

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、「いわき市内団地共同森林施業造林組合長連絡協議会」等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・あっせん等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、森林クラウドの効果的な活用による境界の明確化など、森林管理の適正化を図るものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受委託等を実施する場合、森林経営の受委託の方法及び立木の育成権の委任の程度等に留意すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、市が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

加えて、経営管理権又は経営管理実施権の設定が見込まれる森林においては、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図るものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の林業経営状況を見ると、総体的には小規模森林所有者が多く、兼業が大半であり、専業林家はごく少数にとどまっている。森林施業については、森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定の参加促進を推進するとともに、長伐期大径材を育成しつつ、特用林産物や間伐材の販売等を積極的に進め、継続的な収入が得られるよう計画的な経営を指導推進する。また、森林施業の効率化と経費の削減を図るため、施業の集約化をはじめ、林道・作業道等路網の整備、高性能機械の導入を促進していくものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本市の場合、森林所有規模が小さく、兼業の林家が多い地区を中心に、各種広報活動により、施業の共同化を積極的に呼びかけ、森林施業共同化重点実施地区として効率的な森林施業を推進するものとする。また、森林管理に対して消極的な森林所有者及び不在市森林所有者については、地区集会の利用やダイレクトメール等を利用して、森林の持つ公益的機能等の重要性を認識させ、森林組合等への森林施業の委託又は、施業実施協定への参画を促進するものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくものとする。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくものとする。
- (3) 共同施業実施者の一部の者が(1)又は(2)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくものとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区 分	作 業 シ ス テ ム	路 網 密 度 (m/ha)		
		基 幹 路 網	細 部 路 網	合 計
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系作業システム	30以上	80以上	110以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系作業システム	23以上	62以上	85以上
	架線系作業システム	23以上	2以上	25以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系作業システム	16以上	44<34>以上	60<50>以上
	架線系作業システム	16以上	4<0>以上	20<15>以上
急峻地 (35° ～)	架線系作業システム	5以上	—	5以上

(注1) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。

(注2) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。タワーヤード等を活用する。

(注3) 「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に則し開設するものとする。

なお、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形の選択や、土砂流出防止対策を実施するなど、土砂流出の抑制措置を講じるものとする。

イ 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置 (字、 林班等)	路 線 名	延 (m) 及 び 個 所 数	利 区 面 (ha)	用 域 積	前 5 カ の 計 箇 所	半 年 の 画 所 対 番 号	備 考
開 設 (新 設)	自動車道	林 道	遠 野	御 林	1,400	51	○	1	その他	
				洞 坂	800	25	○	2	その他	
		林 道	三 和	佐 太 郎	1,200	40		1	その他	
				合 戸 渡 戸	3,700	180	○	2	その他	
		林業専用道		町 頭	1,800	25	○	3	その他	
				竹 ノ 倉	1,500	32	○	4	その他	
		林 道	四 倉 川 前	玉 山	1,200	168		1	その他	
				矢久保宇津川	2,100	229		1	基幹	
				永 井 川 前	900	814	○	2	基幹	
				永井川前(支)	2,800	56	○	3	その他	
		林 道	田 人 大 久	塩 ノ 平 風 越	1,200	516	○	1	基幹	
				芦 沢	2,500	70		1	その他	
開設（新設） 計				12	21,100					
開 設 (改 築)	自動車道	林 道	内 郷 三 和	広 町 白 狐	540	26		1	その他	
				鶴 石 山	1,500	(723) 1,057		4	基幹	
				二 本 川	1,000	64		5	その他	
				日 渡 高 野	1,500	395		6	その他	
		開設（改築） 計				4	4,540			
	開 設 計				16	25,640				
拡 張 (改 良)	自動車道	林 道	平	大 倉	2,000 3	291		1	法面保全	
				羊 栖 平	860 3	52		2	法面保全 局部改良	
				小 鍛 冶	50 1	34		3	法面保全	
				藤 ケ 岡	245 1	53		4	法面保全	
				小 名 浜	上 神 白 御 代	400 1	63		1	局部改良
				内 郷	板 橋 沼 平	200 2	43		2	法面保全
					広 町 入 藪	25 1	229		3	橋梁改良
				勿 来	松 ノ 下	50 1	11		1	法面保全
				常 磐	川 上	22 1	277	○	1	橋梁改良
				遠 野	清 道	1,018 4	57	○	3	橋梁改良 局部改良
					西 根	27 1	(126) 503	○	4	橋梁改良

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置 (字、 林班等)	路 線 名	延 長) (m) 及 個 所 数	利 区 面 積 (ha)	前 半 5カ 年の 計画 箇所	対 図 番 号	備 考
拡張 (改 良)	自動車道	林 道	田 人	弥 太 郎	1,300 2	(14) 592	○	2	局部改良
				塩 ノ 平	100 2	68		3	局部改良
				鮫 川	141 4	136	○	4	法面保全 橋梁改良
				藤 の 木 沢	2,771 5	100	○	5	橋梁改良 局部改良
				横 川 仏 具	2,800 6	114	○	6	局部改良
				江 尻 横 川	22 1	(53) 103		7	橋梁改良
				金 子 沢	21 1	45		8	橋梁改良
			小 川	高 萩	400 1	40		1	局部改良
				畑 刈	200 2	(11) 39		2	法面保全 幅員拡張
			三 和	浮 矢	400 2	88		7	局部改良
				細 戸	600 2	276		8	局部改良
				寺 下	450 3	152		9	法面保全
				坂 下 南 山	21 1	34	○	10	橋梁改良
			四 倉	薬 王 寺	400 1	30		2	局部改良
				高 倉	600 1	250		3	局部改良
				藤 四 郎	65 2	31		4	橋梁改良 法面保全
			川 前	小白井大日前Ⅱ	500 1	158		4	局部改良
				土 橋 大 平	100 1	123		5	局部改良
			大 久	足 沢	800 3	103		2	幅員拡張
				南 沢	60 2	41		3	橋梁改良 法面保全
				黒 森 大 内	2,000 3	(172) 508		4	局部改良
				五社山黒森大内	400 1	<17> (11) 511		5	局部改良
			拡張 (改良) 計				33	19,048 66	

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置 (字、 林班等)	路 線 名	延 長 (m) 及 個 所 数	利 区 面 (ha)	用 域 積	前 半 5 カ 年 の 計 画 所	対 図 番 号	備 考
拡 張 (舗 装)	自動車道	林 道	平	下大越菅波	2,040	65			5	
				三 滝 堂	2,520	123			6	
				上荒川(支)	1,647	67			7	
				藤 ケ 岡	900	53	○		8	
			常 磐	大 滝	276	(30) 53			2	
				松 久 須 根	1,046	58			3	
			小 名 浜	上神白御代	1,758	63			2	
			内 郷	板 橋 沼 平	1,271	43			4	
				櫛 合 折 松	6,887	(1,179) 1,437			5	
			勿 来	大 平	2,963	96			2	
				滝 富 士	1,996	76			3	
				佐 倉 大 藪	1,600	89			4	
				長 沢	1,410	65	○		5	
				山 玉 滝 沢	1,834	77			6	
			遠 野	清 道	1,935	57	○		5	
				皿 貝	550	41			6	
				福 井	955	71			7	
			田 人	鮫 川	4,337	136	○		9	
				平 草	947	31			10	
				石 寄	2,496	217			11	
				藤 の 木 沢	2,771	100	○		12	
			小 川	高 崎 釜 ノ 瀬	2,100	119	○		3	
				高 萩	2,709	40			4	
				曲 ブ ナ (支)	1,050	36			5	
				西 小 川	2,522	78			6	
				桐 ケ 岡	3,660	(48) 228	○		7	
				柴 原	2,933	(41) 235			8	
			三 和	白 石 沢	1,140	45	○		11	
				日 渡 高 野	5,392	395			12	
				滝 ノ 上	5,175	430			13	
				水 田	2,518	144			14	
				羽 生 綱 木	1,466	26			15	
				遅 川 堀 ノ 内	2,782	154			16	
				細 戸	3,000	276	○		17	
			四 倉	光 平 駒 込	2,092	96			5	
				中 島	1,100	(25) 137			6	
				長 友 古 屋 敷	2,792	94			7	

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置 (字 、 林 班 等)	路 線 名	延 長 (m) 及 個 所 数	利 区 面 (ha)	用 域 積	前 半 5 カ 年 の 計 画 所	対 図 番 号	備 考
拡張 (舗 装)	自動車道	林 道	川 前	志 田 名 I	4,451	93			6	
				土 橋 大 平	1,226	123		7		
				中 里	560	25		8		
				花 畑	840	45		9		
				桜 沢	1,400	57		10		
				会 合 松	1,455	113		11		
				花 作	700	104		12		
				芹 ケ 作	500	40		13		
				小白井大日前Ⅱ	3,835	158	○	14		
				岩の作将監小屋	8,195	460		15		
			大 久	足 沢	1,849	103		8		
				洞	4,237	197		9		
拡張 (舗装) 計				49	113,818					
拡張 計				82	132,866 66					

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、福島県森林作業道作設指針（平成23年3月25日22森第2781号農林水産部長通知）に則し開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「福島県森林整備加速化・林業再生基金事業（路網整備事業）事務取扱要領（平成27年2月20日付け26森第3529号）」、「福島県森林整備促進路網整備事業実施要領（平成28年5月9日付け28森第236号）」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して善良な管理をするものとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の林業経営の実態は、一部で大規模な経営がなされているが、大部分は零細小規模の林家によって経営されている。また、山村地区の過疎化が急激に進む中で、若い労働力の参入もほとんどなく、従事者の減少と高齢化が進んでおり、林業経営意欲の減退も見られるなど、このまま推移すれば、将来の森林施業や林業生産等が実施不可能な状態に陥ってしまうと予想される。

そのため、林業労働者の組織化、林業労働条件の改善等により、林業の担い手育成に早急に取り組むものとする。

また、林業事業体は、林業労働者の被ばく線量を低減するため、従来までの林業労働安全衛生教育に加え、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等に基づく必要な対策を講じるものとする。

(1) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

ア 林業労働者の育成

本市の林業労働者の現状を見ると、林業就業者自体の減少に加え高齢化も進み、労働力の質的な低下に伴う労働災害の発生率も、他の産業に比べ高い状況にある。このため、雇用条件や労働条件の改善、林業収入の安定等に取り組むとともに、林業労働者に対する技術研修の実施による技術の向上、林業が魅力ある職場環境になるよう整備すると共に、ボランティア等への支援にも積極的に取り組むものとする。

イ 林業後継者等の育成

林業を取り巻く社会的・経済的条件の変化により、林業後継者の増加は厳しい現状にある。しかしながら、先代から受け継いだ経営林の管理は続けていかなければならない。このため、林業後継者に対する林業技術指導及び各種技術講習会への参加の呼びかけ等を通じ、十分な資質を備えた林業後継者の育成を図るとともに、林業後継者の活動の拠点となる施設の整備も推進していくものとする。

(2) 林業事業体の体質強化方策

林業労働者の養成並びに確保を行うためには、働く場である林業事業体の体質強化を図らなければならない。そのため、林業事業体間の事業協力や共同組織化及び収益性の高い事業に速やかに対応できる高い技術力の確保、さらに新規就労者が魅力を感じる労働条件の整備と就労環境の整備等に積極的に取り組んでいくものとする。

地域の林業における効率的な林業生産の確保を図るとともに、経営意欲の低下した森林所有者の森林の施業集約化を通じた地域の森林の適正な整備及び保全の推進に資するため、森林組合、素材生産業者等委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の活動を促進するものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本市で高性能林業機械導入の促進を図るためには、流域を一つの単位として、地域が一体となった木材の安定供給体制を整備するとともに、当地域の林況や地形条件、林道や作業道の路網整備状況等を総合的に勘案しながら、それらの諸条件に最も適合した高性能林業機械作業システムを明確にし、その導入・定着を推進するものとする。

(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作 業 の 種 類		現 状 (参 考)	将 来
伐 倒 造 材 集 材	磐城流域(緩傾斜)	チェーンソー 林内作業車(ウインチ付) 小型トラクタ	チェーンソー スキップダ プロセッサ
	磐城流域(急傾斜)	チェーンソー 林内作業車(ウインチ付) 小型集材機	チェーンソー タワーヤーダ フォワーダ プロセッサ
造 林 保 育 等	地拵え、下刈り	チェーンソー 刈 払 機	チェーンソー 刈 払 機
	枝 打	ナ タ ノ コ 自動枝打機	ナ タ ノ コ 自動枝打機

(3) 林業機械化の促進方策

- ① 事業量の広範的な確保を図るため、森林施業を集約化するものとする。
- ② 高性能林業機械作業システムの導入を図るための路網整備をするものとする。
- ③ 優れたオペレーターを養成するための積極的な支援をするものとする。
- ④ 高性能林業機械の実演会等を開催し、その普及・定着を推進するものとする。
- ⑤ 高性能林業機械の早期の減価償却を目指し、機械の共同利用等その稼働率を高めるものとする。

(4) 放射性物質対策における機械作業

作業の効率化や作業員の被ばく低減を図るため、キャビン付き高性能林業機械等の使用を推進するものとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市の森林面積は総土地面積の71.7%を占め、民有林における人工林率も56.8%と豊富な森林資源を有し、民有林および国有林の年間素材生産の合計量は、令和4年実績で217,450m³である。

「いわき材加工センター」を中心に間伐材の有効利用を推進するため、プレカット加工施設や木質バイオマス加工施設、高次加工施設、乾燥施設等の林産物流通加工施設を整備してきた。今後は、それらの施設を有機的に連携させ、効率的な林産物の加工流通体制の整備を目指すものとする。

また、東日本大震災に伴う原子力災害により森林が放射性物質に汚染され、野生きのこ等の特用林産物は出荷及び摂取制限、風評被害など大きな影響を受けていることから、放射性物質検査体制の整備や放射性物質の除去・低減、放射性物質の影響を受けない栽培方法の確立等に努め、特用林産物の再生を図るものとする。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現 状 （ 参 考 ）			計 画			備 考
	位 置	規 模	対図 番号	位 置	規 模	対図 番号	
木 材 加 工	常 磐	—	1	—	—	—	
			2	—	—	—	
	小 名 浜		3	—	—	—	
			4	—	—	—	
			5	—	—	—	
	勿 来		6	—	—	—	
			7	—	—	—	
	内 郷		8				
木 材 市 場	内 郷	56,948m ³	9			—	
	遠 野	41,391m ³	10			—	

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

別表3のとおり

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、林野火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

本市における松くい虫の被害量は、近年やや減少傾向で推移しているものの、終息には至っていない現状であり、保全すべき松林を中心に、特別防除や薬剤の地上散布による予防措置、伐倒駆除等を実施することにより被害の拡大防止に努めている。

今後も松くい虫等の被害対策については、保全すべき松林や県立自然公園区域等において重要な森林を中心として、総合的な防除対策を推進し、樹種転換・自主防除等を積極的に推進し、健全な森林育成に努めるものとし、保全すべき森林は別表4のとおりとする。

また、近年発生地区が拡大傾向にあるカシノナガキクイムシの被害については、被害状況を見極めながら必要に応じて伐倒駆除等を実施することにより被害の拡大防止に努める。

なお、森林病虫害等の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採及び薬剤によるくん蒸の促進等の対策を講じるものとする。

(2) その他

(1)のほか、防除巡視員による松くい虫被害の早期発見に努めるとともに、年2回の被害木調査による早期状況把握と早期伐倒駆除により被害の撲滅に努めるものとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものとする。

3 林野火災の予防の方法

森林の持つ公益的な機能や森林への関心の高まりに伴い入山者が増加し、林野火災発生の危険性も増大していることから、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然の防止に努めていくものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合には、「いわき市火入れに関する条例」及び「いわき市火入れに関する条例施行規則」を遵守するとともに、自然環境保全法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、消防法等関係法令に違反しないよう注意する。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

当該森林の区域を別表5に定めるものとする。

(2) その他

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図り、被害森林の更新や樹種転換の促進、病虫害や気象害に強い抵抗性品種の導入等を促進する。

さらに、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域については、次のとおり定めるものとする。

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
平 1	1～18、30～34	1,315.53
平 2	19～29	655.51
平 3	35～46	434.43
平 4	47～58	809.64
平 5	59～88	1,715.48
小名浜 1	1～16、26～30、36～40	1,100.03
小名浜 2	17～25、32～35	543.49
小名浜 3	31、41、44～74	1,572.86
勿来 1	1～11、13～30	1,242.30
勿来 2	31～35、64、65、93、96～103	886.96
勿来 3	36～63、94、95	1,698.37
勿来 4	66～92	979.74
常磐 1	1、2、16～41	1,708.73
常磐 2	3～15	769.16
内郷	1～30	1,804.53
四倉 1	1～2、35～43	480.43
四倉 2	3～34	2,087.57
遠野 1	1～25、50、51	2,820.56
遠野 2	26～37、47～49	811.47
遠野 3	38～46、52～77、勿来12	1,750.29
小川 1	1～27	2,359.88
小川 2	28～39	1,460.65
好間	1～30	1,377.03
三和 1	1～14、39～49	1,791.64
三和 2	15～38	1,565.08
三和 3	50～58、68～86	1,065.76
三和 4	59～67	727.65
三和 5	87、89、91～102、104～108、110～112、114、115、117～127、129	4,521.07
三和 6	130～156	2,731.99
三和 7	157～162	700.16
田人 1	1～31	2,544.57
田人 2	32～40、42～58	1,675.33
田人 3	41、59～93	2,199.87
川前 1	1～7、22～39	4,318.35
川前 2	8～21	2,230.09
久之浜	1～16	906.72
大久	1～37	2,800.78
合計		60,163.70

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めること。

2 生活環境の整備に関する事項

都市住民を中心としたU J I ターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備に努めるものとする。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市においては、地域の指導的役割を果たしている林家グループ等が、森林を将来に渡って維持、整備を図ることを目的に、特用林産物等の地域資源を活用した様々な取組を通じ、都市住民と山間地の有機的連携を推進する試みがなされている。

このような各地域の林家グループ等の積極的な試みに対し、今後は情報提供等、支援活動を行っていくものとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

生活環境保全林を中心に、自然との共生や資源の循環の理念を通じた森林に対する理解を醸成するため、様々な森林体験や学習ができる森林整備を市民の積極的参加のもと実施し、地域全体として森林の保全・管理に努めるものとする。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林レクリエーション人口の増加に対応した森林の総合活用を積極的に推進するため、林業体験・森林づくりのボランティア等、住民参加による森林づくりを促進するための情報の提供等を行う。また、民間のボランティア団体が主体となり市街地における公園周辺の市有林等を市民のふれあいの森として整備を行うものとする。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

本市には「夏井川」「鮫川」の両川が、市内を東西に横断し、耕地・市街地がこの流域沿いに拓かれている。この両川の水源に近い「川前地区」「三和地区」「田人・遠野地区」を中心に、流域一体となって水源の森造成（豊かな森づくり）に取り組むものとする。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区 域	作 業 種	面 積	備 考
—	—	—	—

森林簿等により施業履歴や森林経営計画の有無等を確認し、経営管理意向調査の対象森林を抽出するとともに林地台帳等により森林所有者情報を確認し、経営管理意向調査を計画的に進める。

7 その他必要な事項

(1) 市有林の整備

本市は現在、人工林を中心に約1,600haの森林を所有しており、「公有林整備計画」の下、公有林の適切な土地利用を推進し、森林の持つ公益的機能の維持増進を図るものとする。

(2) 保安林等の制限林における施業について

保安林及びその他法令により施業の制限を受けている森林においては、当該制限に従った施業を実施するものとする。

【別表 1】公益的機能別施業森林の区域

区 分	地 区	森 林 の 区 域	面積 (ha)
水源の涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	平	13, 15, 42, 44, 50-57, 61-68, 82, 83	1, 606. 53
	常 磐	2, 3, 19, 20, 23-32, 38	1, 211. 02
	小 名 浜	60	64. 22
	内 郷	2, 4, 5, 7-10, 22, 24	727. 32
	勿 来	40, 41, 43-48, 57-62	744. 38
	遠 野	2-5, 7, 11-15, 17, 19-21, 23, 24, 26, 44, 46, 47, 50, 54-56, 58-60, 64, 67-69, 75, 77	2, 456. 56
	田 人	1-5, 7, 8, 17-24, 26, 40, 45-47, 55, 56, 58-60, 72, 76, 79, 80, 81, 83, 87, 88, 92	2, 640. 57
	好 間	16	—
	小 川	3-13, 15-18, 21, 22, 24, 25, 28, 30-39	2, 900. 68
	三 和	4, 5, 7-9, 11, 12, 14, 17-19, 21, 22, 31, 36-47, 53, 54, 56, 62-65, 75, 76, 83, 87, 91, 92, 95-98, 104, 108, 111, 122, 140, 144, 148-152, 154, 155	4, 753. 88
	四 倉	13, 28-30	215. 50
	川 前	1-7, 11, 16, 18, 19, 21, 26-33, 35, 36, 38, 39	4, 163. 52
	久 之 浜	—	—
	大 久	15-17, 20-22, 24-33	1, 206. 51
小 計			22, 690. 69
土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	平	3, 4, 10, 13, 15, 18, 19, 22, 42, 44, 49, 50-52, 54, 57, 58, 61-68, 74-77, 79, 84, 85, 87, 88	2, 264. 86
	常 磐	2, 3, 5, 7, 20, 23, 34	546. 41
	小 名 浜	10, 11, 13, 15, 17-19, 23, 29, 32-34, 41, 51, 52, 57, 60, 72	735. 77
	内 郷	7, 16, 24-27	446. 95
	勿 来	1, 7, 9, 10, 32, 35, 40, 41, 57-61, 64, 66, 89, 95	849. 24
	遠 野	2, 3, 11, 12, 21, 23, 26, 28, 44, 46, 50, 54-56, 58, 59, 64, 67, 69, 75, 77	1, 370. 36
	田 人	1-5, 7, 8, 40, 45-47, 56, 58, 72, 76, 79-81, 83, 87, 88, 92	1, 372. 98
	好 間	1, 3, 6, 7, 9, 11, 12, 17, 18, 20, 21, 24, 26, 27	662. 05
	小 川	3-13, 15-18, 21, 22, 24-28, 31-39	2, 903. 22
	三 和	4, 5, 11, 12, 14, 22, 31, 36-39, 48, 49, 62, 83, 87, 104, 108, 140, 144, 150	1, 744. 07
	四 倉	1, 6-10, 12-15, 17-23, 25-33, 35, 36, 38-40, 42	2, 045. 52
	川 前	1-7, 11, 18, 21, 26-29, 31, 35, 36, 39	2, 837. 45
	久 之 浜	2, 5, 7, 11	250. 72
	大 久	5, 8-10, 12-17, 20-23, 27-30, 32, 37	1, 629. 80
小 計			19, 659. 40

区 分	地 区	森 林 の 区 域	面積 (ha)
快適な環境の形成の 機能の維持増進を 図るための森林施業を 推進すべき森林	平	2-4, 10, 13, 15, 18-22, 24, 28, 42, 44, 49, 52-58, 61, 62, 64-68, 70, 74-77, 79-85, 87, 88	2, 821. 21
	常 磐	1-3, 5, 7, 20, 23-32, 34, 38, 40, 41	1, 438. 11
	小 名 浜	2, 9, 10, 11, 13, 15, 17-19, 23, 32, 34, 41, 51, 52, 57, 60, 68, 72	818. 35
	内 郷	2, 4, 5, 7-10, 16, 20, 22-27, 29, 30	1, 248. 94
	勿 来	1, 7, 9, 10, 29, 32, 35, 40, 41, 57-61, 64-66, 78, 89, 90, 92, 95, 99-103	1, 307. 42
	遠 野	26, 44, 46, 47, 64, 67, 69, 75	405. 41
	田 人	1-5, 7, 76, 79-81, 83, 92	785. 01
	好 間	1, 3, 6, 7, 9-13, 15, 17, 18, 20-22, 24-27	859. 29
	小 川	8-11, 16-18, 21, 22, 24-26, 28, 30-39	2, 148. 91
	三 和	4, 5, 7, 39-49, 83	1, 065. 19
	四 倉	1, 2, 4, 6-10, 12-15, 17-23, 25-34, 35, 36, 38-42	2, 221. 14
	川 前	—	—
	久 之 浜	1, 2, 4-8, 11, 16	464. 38
	大 久	5, 6, 8-10, 12-15, 37	906. 47
小 計			16, 489. 83
保健文化機能の維持 増進を図るための森林 施業を推進すべき森林	平	2-4, 20, 21, 42, 44, 50-57, 67, 68, 70, 74, 75, 77, 81-85	1, 747. 14
	常 磐	2, 24-32	885. 31
	小 名 浜	13, 41	65. 08
	内 郷	2, 5, 22-24	505. 20
	勿 来	65, 90, 92, 99-103	389. 08
	遠 野	22, 54-56, 58	288. 68
	田 人	1, 3-5, 7, 8, 22-24, 59	885. 40
	好 間	1, 12, 17, 18, 21, 25	298. 31
	小 川	4-7, 12-15, 27, 28, 30-33, 37-39	1, 931. 54
	三 和	43-47	467. 77
	四 倉	1, 2, 23, 25, 27, 31, 32, 40-42	560. 69
	川 前	1, 4, 16	246. 23
	久 之 浜	1, 4	90. 75
	大 久	22	122. 91
小 計			8, 484. 09
その他公益的機能の 維持増進を図るための 森林施業を推進すべき 森林		該当なし	0. 00
小 計			0. 00

区 分	地 区	森 林 の 区 域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	平	21-27, 39, 40, 47-62, 66-68, 70-74	1,997.98
	常 磐	2-6, 8, 13-19, 28, 33, 41	881.95
	小 名 浜	13, 31, 45-56, 64, 66-71, 73, 74	973.43
	内 郷	1-16, 18, 22-26	1,336.97
	勿 来	1-63, 66-85, 87, 93-102	4,418.78
	遠 野	1-77	5,276.02
	田 人	1-30, 32-93	6,243.40
	好 間	1-30	1,356.18
	小 川	3-39	3,475.72
	三 和	1-87, 89, 91-102, 104-108, 110-112, 114, 115, 117-127, 129-162	11,913.62
	四 倉	8-39, 42, 43	2,124.93
	川 前	1-39	6,260.58
	久 之 浜	7, 9-15	494.69
	大 久	1-37	2,689.89
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林		該当なし	0.00
小 計			49,444.14

【別表2】公益的機能別施業森林の区域のうち、施業方法別の森林の区域

施 業 の 方 法	地 区	森 林 の 区 域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	平	—	—
	常 磐	19	93.28
	小 名 浜	—	—
	内 郷	—	—
	勿 来	43-48	342.41
	遠 野	4, 5, 7, 13-15, 17, 19, 20, 24, 60	1,049.27
	田 人	17-21, 26, 55, 60	818.22
	好 間	—	—
	小 川	—	—
	三 和	8, 9, 17-19, 21, 53, 54, 56, 63-65, 75, 76, 91, 92, 95-98, 111, 122, 148, 149, 151, 152, 154, 155	2,465.28
	四 倉	—	—
	川 前	19, 30, 32, 33, 38	1,196.44
	久 之 浜	—	—
	大 久	24-26, 31, 33	355.00
小 計			6,319.90

施 業 の 方 法		地 区	森 林 の 区 域	面積 (ha)
長 伐 期 施 業 を 推 進 す べ き 森 林		平	2-4, 10, 13, 15, 18-22, 24, 28, 49-58, 61-68, 70, 74-77, 79, 80-85, 87, 88	2, 892. 91
		常 磐	1-3, 20, 23-32, 34, 38, 40, 41	1, 262. 42
		小 名 浜	2, 9, 10, 11, 13, 15, 17-19, 23, 29, 32-34, 41, 51, 52, 57, 60, 68, 72	874. 86
		内 郷	2, 4, 5, 7-10, 16, 20, 22-27, 29, 30	1, 248. 94
		勿 来	1, 7, 9, 10, 29, 32, 35, 40, 41, 57-62, 64-66, 78, 89, 90, 92, 95, 99-103	1, 351. 43
		遠 野	2, 3, 11, 12, 21-23, 26, 28, 44, 46, 47, 50, 54-56, 58, 59, 64, 67-69, 75, 77	1, 571. 18
		田 人	1-5, 7, 8, 22-24, 40, 45-47, 56, 58, 59, 72, 76, 79-81, 83, 87, 88, 92	1, 822. 35
		好 間	1, 3, 6, 7, 9-13, 15, 16-18, 20-22, 24-27	914. 30
		小 川	4-18, 21, 22, 24-28, 30-39	3, 086. 16
		三 和	4, 5, 7, 11, 12, 14, 22, 36-49, 62, 83, 87, 104, 108, 140, 144, 150	2, 393. 04
		四 倉	1, 2, 4, 6-10, 12-15, 17-23, 25-33, 34, 35, 36, 38-42	2, 221. 14
		川 前	1-7, 11, 16, 18, 21, 26, 28, 29, 31, 35, 36, 39	2, 764. 08
		久 之 浜	1, 2, 4-8, 11, 16	464. 38
		大 久	5, 6, 8-10, 12-17, 20-23, 27-30, 32, 37	1, 710. 96
小 計			24, 578. 15	
複 層 林 施 業 を 推 進 す べ き 森 林	択 伐 に よ る 複 層 林 施 業 を 推 進 す べ き 森 林	平	42, 44	151. 40
		常 磐	5, 7	175. 69
		田 人	—	—
		小 川	3	71. 05
		三 和	31	58. 21
		川 前	27	203. 00
小 計			659. 35	
特 定 広 葉 樹 の 育 成 を 行 う 森 林 施 業 を 推 進 す べ き 森 林			該 当 な し	0. 00
小 計			0. 00	

【別表 3】鳥獣害防止森林区域

対 象 鳥 獣 の 種 類	森 林 の 区 域	備 考
該 当 な し	該 当 な し	

【別表４】保全すべき森林の区域

(松くい虫被害対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した松を主体として保全する森林)

地 区	森 林 の 区 域 ・ 区 分		備考
	高 度 公 益 機 能 森 林	地 区 保 全 森 林	
平 地 区	2林班 (38小班) 19林班 (308-311, 313-315小班) 20林班 (12-30, 32, 33, 35-37, 39-48, 53, 54, 63-67, 69, 76-87, 93, 94, 98-103, 111-116小班) 77林班 (65小班)		
小 名 浜 地 区	1林班 (75, 76, 80, 81, 94, 95, 100, 104, 104-1, 108, 112-116, 119, 121-130, 130-1, 131-142, 142-2, 143, 143-2, 149, 170-172小班)		
勿 来 地 区	65林班 (139, 139-1, 156小班) 100林班 (142, 144小班) 101林班 (1, 3, 5小班) 102林班 (147-153, 218, 240-242, 251, 253小班) 103林班 (1小班)		

地 区	森 林 の 区 域 ・ 区 分		備考
	高 度 公 益 機 能 森 林	地 区 保 全 森 林	
四 倉 地 区	1林班 (72, 79, 81, 82, 84-86, 90-92, 94, 96-106, 108-118, 122, 123, 141, 142小班) 2林班 (50, 53-58, 60, 61小班) 25林班 (82小班) 31林班 (5, 5-1, 6, 8小班) 32林班 (9-13, 13-1, 13-2, 14, 15, 15-1小班) 33林班 (251, 252小班) 35林班 (19, 31, 34, 35, 39, 40小班)	33林班 (148, 168, 170, 222, 225, 227, 228, 231-234, 236, 237, 239-245, 249, 250, 256-268, 270, 272-274, 276, 277, 279-281, 284-288, 341小班) 34林班 (147, 157, 158, 164, 186, 198, 199, 200, 202, 203, 206, 208, 219小班) 35林班 (36, 37, 41, 46, 95-99, 102, 103小班)	
大 久 地 区	5林班 (137, 139, 140, 142, 238, 240-242, 267小班)	5林班 (11, 32, 34-36, 151, 197, 198-201, 269, 278小班)	

【別表5】病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

(松くい虫被害対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した松以外への樹種転換等を促進する森林)

地 区	森 林 の 区 域 ・ 区 分		備 考
	被 害 拡 大 防 止 森 林	地 区 被 害 拡 大 防 止 森 林	
小 名 浜 地 区	1林班 (29, 31, 33, 34, 37, 41, 46-49, 53, 59, 63, 64, 66, 67, 70, 71, 74, 77, 78, 84-87, 92, 93, 102, 103, 105-107, 109-111, 120, 144, 145, 150-152, 154-159, 163, 168, 173-175, 177-179, 184, 186, 189, 190, 192, 195, 196, 201-203, 218, 228, 229, 234, 243小班)		
勿 来 地 区	100林班 (143, 145, 146小班) 101林班 (47, 105-1, 106, 108, 110, 111, 113, 114, 116-118, 120, 126, 129, 131, 133, 135, 136, 142, 145, 146, 149, 150, 153, 154, 156, 157, 159-161, 166, 173, 175, 176, 181, 183, 185-187, 189-202, 205, 207小班) 102林班 (1, 2, 11, 18-20, 143-146, 154-162, 164-166, 168, 169, 171, 172, 174, 176-180, 182, 183, 185, 189, 190, 192, 193, 195, 197, 200, 202, 204, 205, 207-212, 214, 216, 217, 219, 220, 222, 224, 225, 227-229, 231, 234, 236-239, 247, 248, 252小班) 103林班 (2, 4-7, 9, 11-13, 19, 21, 24, 38-41, 44, 45, 51, 53, 56, 61-66, 69, 85, 95, 100, 114, 118, 123, 125, 131小班)		

地 区	森 林 の 区 域 ・ 区 分		備 考
	被 害 拡 大 防 止 森 林	地 区 被 害 拡 大 防 止 森 林	
四 倉 地 区	32林班 (16, 16-1, 20, 21, 30, 34, 35, 41-43, 68-70, 73, 79, 84-91, 95, 96, 98, 100, 102, 113, 122-124, 126, 129, 130, 133, 137-147小班)	33林班 (175, 180, 182, 189, 197, 198, 201-205, 212, 214, 216, 218, 220, 221小班) 34林班 (135, 137, 141, 146, 166, 182, 184, 185, 194-197, 211, 218小班) 35林班 (100, 101, 105, 106, 117, 119小班)	
大 久 地 区		5林班 (10, 192, 194小班)	

(注) 病虫害のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、市長が個別に判断し伐採に関する指導等をおこなうことがある。

参 考 資 料

- (1) 人口及び就業構造
 - ① 年齢層別人口動態
 - ② 産業部門別就業者数等
- (2) 土地利用
- (3) 森林資源の現況等
 - ① 保有者形態別森林面積
 - ② 民有林の齢級別面積
 - ③ 保有山林面積規模別林家数
 - ④ 作業路網の現況
- (4) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在
- (5) いわき市における林業の位置付け
 - ① 産業別総生産額
 - ② 製造業の事業所数、従業者数、現金給与額
- (6) 林業関係の就業状況
- (7) 森林経営計画の認定状況
- (8) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況
- (9) 林業機械化の概況
- (10) 林産物の生産状況

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年次	総 計			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実 数 (人)	平成 22年	342,249 (100.0)	165,339	176,910	46,776	23,835	22,941	47,884	24,391	23,493
	平成 27年	350,237 (102.0)	172,829	177,408	42,404	21,642	20,762	45,556	23,845	21,711
	令和 2年	332,931 (95.0)	163,525	169,406	38,260	19,662	18,598	42,467	22,326	20,141
構 成 比 (%)	平成 22年	100.0	100.0	100.0	13.7	14.4	13.0	14.0	14.8	13.3
	平成 27年	100.0	100.0	100.0	12.1	12.5	11.7	13.0	13.8	12.2
	令和 2年	100.0	100.0	100.0	11.5	12.0	11.0	12.7	13.7	11.9
	年次	30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実 数 (人)	平成 22年	64,295	32,775	31,520	96,488	48,134	48,354	86,806	36,204	50,602
	平成 27年	63,175	32,972	30,203	96,231	49,290	46,941	102,871	45,080	57,791
	令和 2年	56,047	29,314	26,733	91,729	47,029	44,700	104,428	45,194	59,234
構 成 比 (%)	平成 22年	18.8	19.8	17.8	28.2	29.1	27.3	25.3	21.9	28.6
	平成 27年	18.0	19.1	17.0	27.5	28.5	26.5	29.4	26.1	32.6
	令和 2年	16.8	17.9	15.8	27.6	28.8	26.4	31.4	27.6	34.9

65歳以上に不詳を含める：国勢調査報告（いわき市統計書）

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業	分類不能
			農業	林業	漁業	小計		うち木材・木製品製造業		
実数 (人)	平成22年	153,886	3,794	338	604	4,736	46,002	1,822	96,852	6,296
	平成27年	160,151	3,338	323	383	4,044	48,912	1,739	99,301	7,894
	令和2年	147,912	3,040	276	388	3,704	45,009	824	95,906	3,293
構成比 (%)	平成22年	100.0	2.5	0.2	0.4	3.1	29.9	1.2	62.9	4.1
	平成27年	100.0	2.1	0.2	0.2	2.5	30.6	1.1	62.0	4.9
	令和2年	100.0	2.1	0.2	0.3	2.6	30.4	0.6	64.8	2.2

2020年工業統計表 地域別統計表

(2) 土地利用

	年 次	総 土 地 積 面 積	耕 地 面 積							草 地 面 積	林 野 面 積			そ の 他 積 面 積
			計	田	畑	樹 園 地			計		森林	原野		
						果 樹 園	茶 園	桑 園						
実 数 (ha)	平成 22年	123, 134	6, 210	4, 798	1, 331	81	-	-	-	-	88, 157	87, 940	217	28, 767
	平成 27年	123, 202	5, 323	4, 341	923	60	-	-	-	-	88, 061	86, 805	1, 256	29, 818
	令和 2 年	123, 226	4, 568	3, 994	532	42	-	-	-	-	88, 243	87, 663	580	30, 415
構 成 比 (%)	平成 22年	100. 0	5. 1	3. 9	1. 1	0. 1	-	-	-	-	71. 6	71. 4	0. 2	23. 3
	平成 27年	100. 0	4. 3	3. 5	0. 7	0. 1	-	-	-	-	71. 5	70. 5	1. 0	24. 2
	令和 2 年	100. 0	3. 7	3. 2	0. 4	0. 1	-	-	-	-	71. 6	71. 1	0. 5	24. 7

2010、2015、2020 世界農林業センサス及びいわき市統計書

(3) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

(単位：ha)

保有形態	総面積		総面積			人工林率(%) (B/A)
	面積(A)	比率(%)	計	人工林(B)	天然林	
総数	88,243	100.0	88,243	51,873	36,370	58.8
国有林	30,592	34.7	30,592	19,198	11,394	62.8
公有林	計	6,401	7.2	6,401	4,643	72.5
	県有林	1,673	1.9	1,673	1,549	92.6
	市有林	1,616	1.8	1,616	957	59.2
	財産区有林	2,780	3.1	2,780	1,883	67.7
	その他公有林	332	0.4	332	254	76.5
私有林	51,250	58.1	51,250	28,032	23,218	54.7

民有林：磐城地域森林計画書（森林資源構成表）

国有林：国有林の地域別の森林計画書

② 民有林の齢級別面積

(平成30年4月1日現在)

樹齢別 区分	総数 (ha)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民有林計	56,784	174	215	744	695	881	1,811	2,709	2,504	3,497	4,149	39,405
人工林計	33,039	63	105	172	294	493	867	1,583	1,749	2,679	3,464	21,570
主要樹種 別面積	スギ 22,300	42	89	61	130	235	323	894	1,201	1,780	2,280	15,264
	ヒノキ 2,735	12	9	67	131	247	528	654	418	299	131	239
	アカマツ・クロマツ 7,629	4	-	2	2	2	3	23	124	587	999	5,883
天然林	23,745	112	110	572	401	388	944	1,125	755	818	685	17,835
(備考)												

磐城地域森林計画書（森林資源構成表）

※ 面積については各種毎に四捨五入しているため、必ずしも総数と一致しない。

※ 計画書に記載の民有林面積58,039haとの差は、竹林・無立木地等の面積である。

③ 保有山林面積規模別林家数

区分	保有山林面積	林家数
	1ha～3ha	2,229戸
分	3ha～5ha	843戸
	5ha～10ha	576戸
	10ha～20ha	348戸
	20ha～30ha	90戸
	30ha～50ha	76戸
	50ha～100ha	17戸
	100ha～500ha	10戸
	500ha～1,000ha	1戸
	1,001ha以上	2戸
計	25,235ha	4,192戸

2020 農林業センサス

④ 作業路網の現況

(ア) 基幹路網の現況

区 分	路 線 数	延 長 (km)	備 考
基 幹 路 網	286	595.7	
うち林業専用道	1	0.73	

(イ) 細部路網の現況

区 分	路 線 数	延 長 (km)	備 考
森 林 作 業 道	149	85.3	

(4) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹 種	地 区 名	森 林 の 所 在
スギ	平	上荒川字大沢
		42林班20, 53, 61小班, 43林班82, 85小班,
		上荒川字熊下
		44林班23小班,
	常 磐	上平窪字大作
		62林班258小班,
		平中平窪字古堤
		64林班295小班,
	藤原町清石戸	20林班15, 18小班,
		上湯長谷町長倉
		36林班99小班,
	勿 来	川部町大平
		39林班14小班, 41林班22, 38小班,
		川部町松ノ下
		40林班54, 100, 102小班,
		川部町大友
		41林班96, 97, 100, 131小班,
		川部町佐倉
		42林班10, 15, 106小班,
		山玉町大平
		49林班48, 50, 53, 60小班, 50林班19, 24, 40, 43, 48, 64, 89小班,
		山玉町前坂
		51林班18, 32小班, 52林班20, 39小班,
	遠 野	上遠野字滝太洞
		42林班40小班,
		上遠野字永沢
		45林班72小班,
		上遠野字猫塚
		46林班186, 189, 230小班,
		上遠野字堀切
		47林班26小班,
		根岸字畑
		48林班138, 139, 162, 165小班,
		根岸字大藪
		49林班96小班,
		根岸字横道
		50林班162, 163小班,
		根岸字風木坂
		51林班65小班,
		滝字山崎
		53林班116, 134, 160, 161小班,
		滝字順坂
		54林班119小班, 55林班25, 95小班,
		滝字峰岸
		55林班95小班,
		滝字滝道
		56林班4小班,
		滝字才ノ神
		65林班169小班,
		滝字申田
		65林班172小班,
		滝字中井
		66林班81小班,
		滝字北里保
		70林班135小班,
		滝字釜前堰山
		72林班11小班,
		滝字曾ノ木
		72林班31小班,
		滝字島廻
		72林班62, 64小班, 74林班54小班,
		滝字芦ノ草
		76林班23小班,

樹 種	地 区 名	森 林 の 所 在
スギ	田 人	荷路夫字間明沢
		39林班11, 25小班,
		荷路夫字風越
		46林班5, 15, 18～20, 25, 26, 51小班,
		貝泊字ニママ
		53林班62小班,
		貝泊字蕨平
		54林班14, 16小班,
	小 川	石住字石住
		55林班65, 167, 177, 194, 199小班,
		石住字貝屋
		56林班57, 65小班,
		石住字大山
		58林班39, 43小班,
		石住字神山
		58林班110小班,
ヒノキ	四 倉	上小川字菅ノ沢
		1林班22, 23小班,
		上小川字沼
		3林班35, 40小班,
		西小川字五郎兵衛釜
	平	34林班167小班,
		西小川字下野地
		35林班16小班,
		西小川字堂平
		36林班27小班,
	常 磐	玉山字菖蒲平
		28林班13小班,
		上荒川字大沢
		43林班86小班,
	勿 来	藤原町清石戸
		20林班16小班,
		上湯長谷町梅ヶ平
		37林班7小班,
	遠 野	上湯長谷町辰ノ口
		38林班12, 16小班,
		川部町佐倉
		42林班126小班,
	小 川	川部町沢上
		45林班95小班,
		川部町大沢
		45林班147小班,
		山玉町前坂
		52林班51小班,
		根岸字小藪
		48林班122小班,
アカマツ	平	滝字山崎
		53林班98小班,
		滝字順坂
		54林班49小班,
		滝字城ノ内
		66林班97小班,
		滝字北里保
		70林班136, 137小班,
	常 磐	滝字釜前堰山
		72林班6, 12小班,
		滝字芦ノ草
		75林班70小班,
	勿 来	上荒川字大沢
		43林班64小班,
		藤原町兎沢
		29林班265小班,
	遠 野	山玉町前坂
		52林班42小班,
		上遠野字寺戸
		41林班22, 32小班,
アカマツ	小 川	根岸字成沢
		49林班11, 68小班,
		滝字堂知
		69林班7, 19小班,
	四 倉	上小川字沼
		3林班18, 29, 31小班,
		西小川字上野地
		34林班36小班,
		西小川字頭塚
		34林班96小班,
		西小川字五郎兵衛釜
		34林班168小班,
		西小川字豊田沢
		35林班97小班,
		玉山字菖蒲平
		29林班11小班

(5) いわき市における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総 生 産 額 (A)		1,357,772
内 訳	第 1 次 産 業	11,036
	うち 林業 (B)	1,697
	第 2 次 産 業	435,084
	うち 木材・木製製品製造業 (C)	58
	第 3 次 産 業	908,062
	(控除) 帰属利子額	—
(B + C) / A		— %

令和元年度福島県市町村民経済計算年報
2020年工業統計表 地域別統計表

② 製造業の事業所数、従業者数、現金給与額

(令和2年現在)

	事業所数	従業者数(人)	現金給与額(万円)
全 製 造 業 (A)	535	24,057	11,365,144
うち木材・木製品製造業 (B)	27	824	669,330
B / A	5.1 %	3.4 %	5.9 %

2020年工業統計表 地域別統計表

(6) 林業関係の就業状況

(令和4年3月31日現在)

区 分	組合・事業者数	就 業 者 数		備 考
			うち作業員数	
森 林 組 合	1	23	5	(名称：いわき市森林組合)
生産森林組合	6	510	—	(名称：赤井、大平(休止中)、高野、常磐湯ノ岳、西小川、下永井生産森林組合)
素材生産業	32	—	—	
製 材 業	22	—	—	
木材加工業	7	—	—	
森林管理署	1	42	3	(名称：磐城森林管理署) ※ 令和4年3月現在
合 計	69	575	8	

磐城地域森林計画書

磐城森林管理署資料

いわき市森林組合資料

2020 (令和2) 年木材需給と木材工業の現況

(7) 森林経営計画の認定状況

総 数		公 有 林		私 有 林		備 考
人 数	面積 (ha)	人 数	面積 (ha)	人 数	面積 (ha)	
1,471	14,794	2	572	1,469	14,222	

磐城地域森林計画書

(8) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

経 営 管 理 権		経 営 管 理 実 施 権		備 考
件 数	面積 (ha)	件 数	面積 (ha)	
1	3.38			

磐城地域森林計画書

(9) 林業機械化の概況

区 分		数 量
高性能林業機械	フェラーバンチャ	—
	プロセッサ	19台
	フォワーダ	8台
	スキッダ	—
	タワヤーダ	—
	スイングヤーダ	4台
	ハーベスタ	3台
	その他	12台
	小 計	46台
林 業 機 械	集 材 機	5台
	林 内 作 業 車	50台
	林 業 用 ト ラ ク タ	12台
	小 計	67台
合 計		113台

磐城地域森林計画書

(10) 林産物の生産状況

	素 材 (m³)	チ ッ プ (m³)	木 炭 (t)	苗 木 (千本)	な め こ (m³)	し い た け	
						生(t)	乾(t)
生産量	168,000	—	3.05	60	325	1,349	0.33
生産額	—	—	—	—	—	—	—

令和5年福島県森林・林業統計書